

# 倫理規程

## <前文>

公益財団法人東洋食品研究所（以下、当研究所と言う）は、公益財団法人設立の趣意に基づき、公益事業活動等を以て公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、末永く事業活動を続けていく決意を持っている。

全ての役員、職員(以下、私達と言う)は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされる様、常日頃から努力と自己規律に努めなければならない。

ついでには当研究所の倫理を具体的に明記し、公正且つ適正な事業活動を行う為、以下の倫理規程を制定し、私たちが遵守すべきものと位置付けた。

## <本文>

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 私達は、公益財団法人設立の目的に従い、公益事業を中心に広く社会に貢献すべき重大な責務を負っている事を充分認識し、公益財団法人に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 私達は、常に公正且つ誠実に事業活動、運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (法令等の遵守)

第3条 私達は、関連法令及び定款、倫理規程並びに当研究所が定めた規則・規程等を厳格に遵守し、一般社会的通念規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### (私的利益の禁止)

第4条 私達は、公益活動に従事している事を十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用する事があってはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

第5条 私達は、職務の執行に際し、当研究所と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、速やかに当研究所に報告の上、指示に従わなければならない。

### (情報開示及び説明責任)

第6条 当研究所は、事業活動等に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

### (個人情報の保護)

第7条 私達は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利を尊重し充分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 私達は、公益財団法人認可申請に沿う公益事業活動の能力向上の為、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 代表理事は理事会の同意の上、コンプライアンス担当理事を任命し、コンプライアンス委員会を設置する事ができる。また、事務局は総務部に置き、事務局責任者を置く。代表理事は本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保し、理事会に報告しなくてはならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。